令和７年

第２回　南魚沼市農業委員会総会会議録

日　時　　令和７年２月 25 日　午前９時 00 分～
場　所　　南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者　　南魚沼市農業委員会長　並木　孝夫

日程　１　会期の決定について
日程　２　会議録署名委員の指名について（３番樋口　隆委員、４番小幡　武重委員）
日程　３　諸般の報告　：　別紙のとおり
日程　４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について
日程　５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について
日程　６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について
日程　７　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について
日程　８　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
日程　９　第４号議案　農用地利用集積計画（案）について
日程　10　協議第１号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
日程　11　その他

○令和７年３月５日（水）　　13：30～
・第 20 回女性の農業委員会活動推進シンポジウムならびに女性の委員のための農業者年金セミナー
【東京都：砂防会館】　　〈片桐京委員、宮田委員〉

○令和７年３月 17 日（月）10：30～
・第 108 回常設審議委員会
【新潟市：ＪＡ新潟ビル】

○令和７年３月 21 日（金）　　13：30～
・第 137 回新潟県農業会議通常総会
【新潟市：新潟東映ホテル】

○令和７年３月 25 日（火）　　14：00～
・第３回農業委員会総会
【大和庁舎：旧議場】　　〈全員〉

○令和７年３月 25 日（火）　　18：00～
・農業委員会親睦会（歓送迎会）
【五日町：吉原屋】　　〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

１番	青木　日出男	２番	田邉　　浩	３番	樋口　　隆
４番	小幡　武重	５番	関　　昭夫	６番	上村　　哲
７番	小林　憲一			９番	佐々木　大輔
10 番	西野　徳光	11 番	宮田　京子	12 番	荒川　　敦
13 番	篠田　　猛	14 番	片桐　　京	15 番	山﨑　輝代
16 番	高橋　　宏	17 番	大平　泰弘	18 番	原澤　　眞
19 番	並木　孝夫				
推１番	桑原　宏太	推２番	松田　伸児	推３番	飯酒盃　大祐
推４番	山田　利広	推５番	笛木　正計	推６番	関　　佐智
推７番	小林　久雄	推８番	星野　覚雄	推９番	阿部　　勉
推 10 番	山岸　健一	推 11 番	宮崎　　実	推 12 番	林　　幸次
推 13 番	小杉　　進	推 14 番	片桐　健二	推 15 番	関　　晃
推 16 番	島田　徳敏	推 17 番	長谷川　政一	推 18 番	勝又　信行
推 19 番	志太　要一	推 20 番	櫻井　　隆	推 21 番	髙村　英男
推 22 番	井口　　博	推 23 番	水澤　利徳	推 24 番	牛木　友哉

欠席委員は１名である。

８番　　中俣　　渉

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井　雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下　悠紀	農地係主事	田村　萌
農林課主任	永山　豊樹	農林課主事	金井　徹

（会長、議長席に着く）

（９時 00 分開会）

議　　長　　おはようございます。ここに来て近年にない大雪に見舞われまして、皆様方も大変だったと思います。今日からはまた逆に気温があがるということですので、事故やけがを起こさないように十分気を付けていただきたく思います。

それでは、令和７年第２回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 18 名、推進委員が 24 名で合計 42 名の出席となり、総会は成立します。

日程１　会期の決定について

議　　長　　日程１　会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程２　会議録署名委員の指名について

議　　長　　日程２　会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、３番樋口隆委員、４番小幡武重委員にお願いいたします。

日程３　諸般の報告

議　　長　　日程３　諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様方から何かありますでしょうか。無いようでしたら、私から１点だけ報告申し上げます。

皆様のお手元にある「食料供給困難事態対策法における罰則規定に関する質問と回答②」という資料をご覧ください。これは今月 17 日の常設審議委員会に出席した際に、農林水産省からの資料として提示されたものです。現在、皆様の中にも非常に疑問といいますか、まだよく分からないと考えておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、食糧供給困難事態対策法における罰則規定については現在非常にいろいろな話が飛び交っているということで、そのことに関する資料です。資料の一番下にも書いてあるのですが、例えば「花農家に米やイモなどを無理やり作らせる」「増産しなければ罰金が課される」「食料の配給制度が平時から始まる」といった正しくない内容や情報について、そうではないのだと書いてありますので、もし周りの農家の皆様から問い合わせがあったときには、そのように説明していただければと思い、参考としてお持ちしました。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告は終了させていただきます。

日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告について

議　　長　　日程４　第１号報告　農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号報告朗読）

（１）農地転用事実確認書の交付について

３ページをご覧ください。前回総会以降６件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

（２）農地法第 18 条第６項の賃貸借の解約通知について

５ページをご覧ください。今月は 315 件です。

１～268 番については、契約内容見直しのための解約です。なお、一部に法人化のための解約を含みますが、契約内容見直しのための解約と内容としては変わりありません。いずれ

も新たに利用権の設定があがってきますので、詳しい説明は省略させていただきます。

269 番、契約内容が誤りだったため、一旦解約をするものです。

270 番、売買するための解約です。後ほど４条届出と３条申請があがってきます。

271 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

272～273 番、陸砂利採取のための解約です。後ほど５条申請があがってきます。

274～277 番、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

278 番、第三者との貸借契約のための解約です。うち３筆について後ほど利用権の設定があがってきます。

279～280 番、農地を売買するための解約です。279 番は後ほど利用権の設定が、280 番は後ほど３条申請があがってきます。

281 番、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

282～284 番は借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

285 番、借受人の都合による解約です。うち１筆について、後ほど利用権の設定があがってきます。

286 番、借受人の都合による解約です。

287～288 番、農地を売買するための解約です。後ほど３条申請があがってきます。

289 番、農地を売買するための解約です。

290 番、法人化のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

291～315 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

（３）使用貸借の解約について

88 ページをご覧ください。今月は 16 件です。

１番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

２～３番、所有者の都合による解約です。
４番、農地を売買するための解約です。後ほど３条申請があがってきます。
５～６番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
７番、契約内容見直しのための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。
８～16 番、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

（４）農地法の適用を受けない事実確認について
94 ページをご覧ください。今月は１件です。
１番、君帰の登記畑、現況宅地２筆、355 ㎡です。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。資料は１～２ページをご覧ください。現地は牛木友哉委員より確認いただき、１月 16 日に非農地証明書を発行しております。

（５）農地法施行規則第 29 条第１号の規定による通知について
96 ページをご覧ください。今月は１件です。
１番、大月の田１筆、175 ㎡、転用目的は農業用倉庫建築のためです。資料は３～５ページをご覧ください。２月４日に届出がされております。

第１号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。農業委員 14 番片桐委員。

14 番片桐委員　　２ａ未満の農業用施設の届出について、今回の案件では既に建物が建っているのですが、建物を建て替えるたびに転用の申請をしなくてはいけないのかということを教えてください。

議　　長　　宮下主事。

宮下主事　　こちらの申請の詳細について申し上げますと、土地の処分の意向の中で、農業用の倉庫が農地に立っていることが分かったのですが、建築当時に届出をしていなかったため、今回現状に合わせて届出し、その後土地を処分するという流れで申請したものです。ですので、過去に手続を終えていれば、建て替え時に再度の手続は不要となります。

議　　長　　片桐委員、よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、第１号報告を終了させていただきます。

日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名について

議　　長　　日程５　第２号報告　農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第２号報告朗読）
98 ページをご覧ください。今月は２件です。
１番、三郎丸の田２筆、3,922 ㎡です。あっせんの理由は売買で、農地を処分するためにあっせんを申し出たものです。あっせん委員につきましては、２月５日に関昭夫委員、阿部委員を指名しております。
２番、下出浦の畑２筆、1,256 ㎡です。あっせんの理由は売買で、農地を処分するためにあっせんを申し出たものです。あっせん委員につきましては２月５日に松田委員、並木委員を指名しております。
第２号報告につきましては、以上です。

議　　長　　ただいまの報告について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、第２号報告を終了させていただきます。

日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

議　　長　　日程６　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第１号議案朗読）

100 ページをご覧ください。今月は 16 件です。

15 番、山崎の田３筆、1,435 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 500 円です。所有者の方の財産処分の意向を受け、地域の認定新規就農者である譲受人が農地を譲り受けたいというものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

16 番、浦佐の田１筆、402 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,970 円です。こちらの農地は譲受人が購入予定の住宅の裏側にある農地であり、取得して一体的に利用したいということでこのたび申請があがったものです。

譲受人には経営農地はなく、新規就農ということになるのですが、自家消費用の野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。また、対価が少々高めですが、これについては、申請地周辺の地価公示価格から推察して算出されたということで、両者の合意が取れております。

17 番、名木沢の登記田、現況畑１筆、124 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 806 円です。こちらの農地は譲受人が購入予定の作業場に隣接した農地であり、農作業場と一体的に利用したいということで、申請があがったもので

す。

譲受人は認定農業者であり、農地の経営状況や機械の所有状況、農作業への従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

18～20 番は同じ譲受人の案件です。関連がありますので、まとめて説明させていただきます。

18 番、下薬師堂の田１筆、1,658 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 302 円です。

19 番、下薬師堂の田１筆、338 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 296 円です。

20 番、下薬師堂の田１筆、254 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 39 円です。

これらの農地は譲受人の耕作地と相分けになっている土地で、これらを一体的に耕作したいということで、このたび申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

また、20 番については他の２件と比べて対価が安くなっておりますが、これについては、20 番の農地のみ一番奥にあることから少々荒れており、整地やその他の費用を考慮した中でこの対価にしたということです。

21 番、四十日の田１筆、87 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 575 円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっており、一体的に耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

22 番、四十日の田１筆、905 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 442 円です。譲受人は現在、施設を利用した作物の栽培を行っているのですが、今後露地栽培も行いたいということで、このたび申請があがったものです。

譲受人には経営農地はありませんが、施設を利用した農業従事の経験はあるということで、申請地に野菜を作付けするという内容の営農計画書の提出を受けております。営農計画

書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

23番、青木新田の田1筆、1,010㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり495円です。譲渡人の財産処分の意向を受け、隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大のため農地を購入したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

24番、大月の田と畑7筆、395.07㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり759円です。こちらの農地は譲受人が購入予定の住宅の周りにある農地で、自家消費用の野菜を作付けするため購入したいということで、申請があがったものです。

譲受人の経営農地はなく、新規就農ということになるのですが、自家消費用の野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

25番、早川の田1筆、1,608㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり398円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっている農地で、父の代から長年借り受けて耕作していたのですが、このたび申請地を自己所有とし、引き続き耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や農作業への従事状況から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

26番、島新田の田1筆、146㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり205円です。こちらの農地は譲受人の所有農地と相分けになっている農地で、一体的に耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や農作業の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

27番、島新田の田1筆、567㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり352円です。こちらの農地は譲受人の所有農

地と相分けになっている農地で、一体的に耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

28 番、大木六新田の畑１筆、193 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 1,554 円です。こちらの農地は譲受人が購入予定の住宅に隣接した農地であり、自家消費用の野菜を作付けするため合わせて取得したいということで、申請があがったものです。

譲受人の経営農地はなく、新規就農ということになるのですが、自家消費用の野菜を作付けするということで、営農計画書の提出を受けております。営農計画書等から農地の効率的な利用が見込まれますので、申請は許可相当であると考えております。

29 番、大沢の畑２筆、146 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 3,027 円です。こちらの農地は譲受人の自宅前にあり、現在譲受人が借り受けて耕作しているのですが、このたび自己所有とし、引き続き耕作したいということで、申請があがったものです。

譲受人の農地の経営状況や機械の所有状況、農作業の従事状況から農地の効率的な利用が見込まれるということで、申請は許可相当であると考えております。

30 番、茗荷沢の畑２筆、2,991 ㎡、使用貸借権の設定で、期間は令和７年３月１日から令和 27 年２月 28 日までの 20 年間です。譲渡人が農業者年金を受給するため、後継者が経営する法人に使用貸借権を再設定するという内容です。詳細については省略しますが、譲受人は農地所有適格法人であり、農地の経営状況等から申請は許可相当であると考えております。

第１号議案については以上です。

議　　長　　関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

101 ページ　23 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。101 ページ 23 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、23 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第１号議案は原案のとおり承認されまし

た。

日程７　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

議　　長　　日程７　第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第２号議案朗読）

104ページをご覧ください。今月は５件です。

３番、浦佐の田１筆、61㎡、転用目的は宅地の拡張のためです。資料は６～８ページです。申請の内容ですが、通路確保のため宅地の拡張をしたいとのことです。また、申請地は既に宅地の一部として利用されており、このたび分筆のために測量を行ったところ農地転用の申請が行われていないことが判明したとのことで始末書を提出してもらってあります。

この農地は水管、下水管の埋設された道路の沿道であり、おおむね500m以内に２つ以上の公共的施設がある第３種農地ですが、農家住宅の適正面積の目安以内の規模であり、原則許可となります。

４番、浦佐の田１筆の内、1,112.99㎡、転用目的は農業用施設（育苗施設）の建設のためです。資料は９～11ページです。申請の内容ですが、省力化のため育苗プールを建設したいというものであります。また、申請地は一部既にアスファルト舗装をし、育苗ハウス用構造物を建設し利用していましたが、このたびの育苗施設の建設にあたり確認したところ、農地転用申請が必要だったことが判明したとのことで始末書を提出してもらってあります。

この農地については、農用地区域内にある農地で、農用地でありますが、農業用施設（育苗施設）に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

５番、水尾の畑１筆、313㎡、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は12～14ページです。申請の内容ですが、既

存住宅の隣接に新たに一般住宅を建築したいというものです。

この農地については、集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

６番、東泉田の田１筆、1,069 ㎡、転用目的は一般住宅建築のためです。資料は 15～17 ページです。申請の内容ですが、現在住宅と仕事場兼事務所が一体となっており手狭なため、新たに住宅を建築したいというものです。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、住宅適正面積の目安以上の規模でありますが、堆雪場、資材置場スペース、業務用及び来客用駐車スペースの必要性から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

７番、大月の畑１筆、12 ㎡、転用目的は、宅地の拡張のためです。資料は 18～20 ページです。申請の内容については、宅地を拡張したいというものですが、平成８年８月 11 日に自宅を建設した際に申請地を既に宅地として利用していたことがこのたび判明したため、始末書を提出してもらってあります。

この農地は集落内にある生産性の低い第２種農地ですが、集落に接続した農地を農家住宅の宅地の拡張に使用するものであり、住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

第２号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。推進委員 23 番水澤委員。

推 23 番水澤委員　　今回の３、４、７番案件については始末書が出ております。３、７番案件は平成の頃の話ですので、やむを得ない事情があってということだと思われますが、４番案件についてはなぜ始末書の提出が必要なのかが少し分からなかったので、もう一度詳しい説明をお願いします。

議　　長　　宮下主事。

宮下主事　　こちらの４番案件については、既にこの申請地を育苗用の施設として利用しており、土地の一部についても既にアスファルト舗装をして農地ではないような形で使っていらっしゃいました。その部分についての違反は是正が必要であり、また、今回新たに計画もありましたので、是正が必要な部分と新たな計画をあわせて申請をいただいて、是正が必要な部分に関しての始末書を求めました。

議　　長　　推進委員 23 番水澤委員。

推 23 番水澤委員　　私たち農業委員会は追認機関ではありません。こういったところはもう少し、何と言いますか、ちょっと言い方は失礼ですが、厳しく指導するというのが適切なやり方ではないかと思います。

一部では、そんなものはやってしまって後で始末書を出せば何とかなるのだというような風潮もありますので、その辺を厳しく指導する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

議　　長　　宮下主事。

宮下主事　　事務局の方でも違反転用に関しては厳しく見ていきたいと思っておりますし、また、農地パトロールといった際にも各地区の委員さんと回っておりますので、その際にもいろいろと気になる点やそういった違反について見つけた中で必要な指導をしていければと思っております。

また、広報などでも、違反転用について、そもそも転用の認識について周知していきたいと思っておりますので、そういった形で違反転用や始末書が出るような案件をなくしていけるよう動いていきたいと思っております。

議　　長　　水澤委員、よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第２号議案農地法第４条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第２号議案については原案のとおり承認されました。

日程８　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

議　　長　　日程８　第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事　　（第３号議案朗読）

106 ページをご覧ください。今月は７件です。

３番、名木沢の登記田、現況畑の１筆、19 ㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は宅地拡張のためです。資料については 21～23 ページです。申請の内容ですが、譲受人が高齢となったため、玄関から市道までの間に屋根付きの通路を建設したいというものであります。また、申請地は、令和元年に自宅を新築した際に測量をせずに玄関からの通路として舗装し、令和４年に屋根を建築してしまったとのことで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅の宅地拡張に使用するものであり、住宅適正面積の目安以内の規模であ

るため、許可相当であると考えています。

４番、岡の畑１筆、130 ㎡、売買による所有権移転で、転用目的は雪処理場のためです。資料については 24～26 ページです。申請の内容ですが、譲受人が申請地に隣接する土地を取得するにあたり、事務所・車庫用建物の配置から雪処理場が確保できなかったため、それらの屋根の雪処理場として申請地を利用したいというものであります。

この農地については集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、第２種農地を雪処理場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

５番、余川の登記田及び畑、現況畑の２筆、合計 86 ㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料については 27～29 ページです。申請の内容ですが、譲受人が一般住宅建て替えにあたり、申請地を宅地として利用したいというものであります。なお、譲渡人は共同事業者となっております。また、申請地は先代の頃より庭として利用しておりましたが、このたび住宅を建て替えるにあたり敷地の調査をしたところ、無断転用が判明したとのことで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については集落内にある生産性の低い第２種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、住宅適正面積の目安以上の規模でありますが、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

６番、塩沢の畑１筆、327 ㎡、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については 30～32 ページです。申請の内容ですが、妻の実家近くに居住し、子育てをしたいため、申請地に住宅を建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第３種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

７番、君沢の田１筆、151 ㎡、売買による所有権移転で転用目的は、宅地乗入、駐車場建設のためです。資料については 33～35 ページです。申請の内容ですが、市道から住宅へ

の乗入れが既存部分のみでは狭いため、新たに乗入と駐車場として申請地を利用したいというものであります。また、申請地は、亡くなった所有者が平成２年９月に住宅を新築した際に既に乗入、通路、駐車場として利用を始めたと思われるとのことで、顛末についての始末書を提出してもらってあります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第１種農地でありますが、集落に接続した農地を一般住宅の宅地乗入、駐車場に使用するものであり、住宅適正面積の目安以上の規模でありますが、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

８番、芹田の田３筆、合計 6,388 ㎡、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料については、36～38 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和７年４月１日から令和８年９月 30 日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30ａを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

９番、深沢の田３筆、合計 10,008 ㎡、賃借権の設定で、転用目的は陸砂利採取です。資料については、39～41 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和７年４月１日から令和８年９月 30 日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30ａを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

第３号議案については以上です。

議　　長　　ただいまの説明について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第３号議案農地法第５条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第３号議案は原案のとおり承認されました。

日程９　第４号議案　農用地利用集積計画（案）について

議　　長　　日程９　第４号議案　農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長　　（第４号議案朗読）

別冊をご覧ください。今月は470件あります。

316 番、山崎の田２筆、3,495 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 500 円です。資料は 42 ページをご覧ください。

317 番、山崎の田１筆、4,988 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 500 円です。資料は 42 ページをご覧ください。

318 番、田崎の田１筆、3,620 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 900 円です。資料は 43 ページをご覧ください。

319 番、新堀の田１筆、2,835 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 529 円です。資料は 44 ページをご覧ください。

320 番、野田の田２筆、308 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 324 円です。資料は 45 ページをご覧ください。

321 番、吉里の田２筆、3,125 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 96 円です。資料は 46 ページをご覧ください。対価がかなり安くなっておりますが、こちらの農地は山間部にあってなかなか厳しい耕作条件であるということ

で、この価格であるということです。

322 番、大里の田１筆、2,805 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 534 円です。資料は 47 ページをご覧ください。

323 番、長崎の畑１筆、1,378 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 109 円です。資料は 48 ページをご覧ください。こちらの農地につきましては、畑であるため対価が安めだということです。

324～667 番は賃借権の設定、668～670 番は使用貸借権の設定です。

いずれも内容については記載のとおりで、特筆すべき点はありません。

671～718 番は賃借権の再設定、719～720 番は使用貸借権の再設定です。

いずれも内容については記載のとおりで、特筆すべき点はありません。

721～724 番は農地中間管理機構を仲介しての賃貸借です。農地中間管理機構を仲介しての貸借では、所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、借り受けた新潟県農林公社は耕作者へ農地を貸し付けるという形を取りますので、２通りの申請で１つの案件となります。

721 番、722 番は関連案件です。先ほど説明したように、721 番で一旦所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、その農地を 722 番で新潟県農林公社が耕作者へ貸し付けるというものです。対価については問題ない範囲内であると考えております。

723 番、724 番は関連案件です。723 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、724 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

725～785 番はいずれも使用貸借権の設定です。

725～734 番は関連案件です。725～733 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、734 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

735 番、736 番は関連案件です。735 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、736 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

737 番、738 番は関連案件です。737 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、738 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

739～746 番は関連案件です。739～745 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、746 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

747～748 番は関連案件です。747 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、748 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

749～758 番は関連案件です。749～757 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、758 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

759 番、760 番は関連案件です。759 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、760 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

761～763 番は関連案件です。761～762 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、763 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

764～768 番は関連案件です。764～767 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、768 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

769～774 番は関連案件です。769～773 番で所有者から新潟県農林公社へ農地を貸し付け、774 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

775 番、776 番は関連案件です。775 番で新潟県農林公社へ農地を貸し付け、776 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

777～779 番は関連案件です。777～778 番で新潟県農林公社へ農地を貸し付け、779 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

780～782 番は関連案件です。780～781 番で新潟県農林公社へ農地を貸し付け、782 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

783～785 番は関連案件です。783～784 番で新潟県農林公社へ農地を貸し付け、785 番で新潟県農林公社から耕作者へ農地を貸し付けるというものです。

第４号議案については以上です。

議　　長　　暫時休憩とし、議長を交代いたします。

（10 時 18 分休憩）

議　　長
（原澤職務代理）　　議長交代し、議事再開いたします。

（10 時 20 分再開）

関係委員がおられます。農業委員 19 番並木孝夫委員の除斥を求めます。

（19 番並木委員退席）

別冊 50 ページ　514 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 50 ページ　514 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、514 番案件については原案のとおり承認されました。並木委員の除斥を解きます。

（並木委員着席）

暫時休憩とし、議長を交代いたします。

（10 時 22 分休憩）

議　　長　　議長交代し、議事再開いたします。

（10 時 23 分再開）

関係委員がおられます。推進委員 15 番関晃委員の除斥を求めます。

（推 15 番関委員退席）

別冊 21 ページ　394 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 21 ページ　394 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、394 番案件は原案のとおり承認されました。関委員の除斥を解きます。

（関委員着席）

続いて、農業委員６番上村哲委員の除斥を求めます。

（６番上村委員退席）

別冊 23～29 ページ　403～439 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 23～29 ページ　403～439 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、403～439 番案件については原案のとおり承認されました。上村委員の除斥を解きます。

（上村委員着席）

続いて、推進委員 20 番櫻井隆委員の除斥を求めます。

（推 20 番櫻井委員退席）

別冊 29 ページ　440 番案件、別冊 34 ページ　455 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 29 ページ　440 番案件、別冊 34 ページ　455 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、440 番案件、455 番案件については原案のとおり承認されました。櫻井委員の除斥を解きます。

（櫻井委員着席）

続いて、推進委員 10 番山岸健一委員の除斥を求めます。

（推 10 番山岸委員退席）

別冊 46 ページ　498 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 46 ページ　498 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、498 番案件については原案のとおり承認されました。山岸委員の除斥を解きます。

（山岸委員着席）

続いて、推進委員 1 番桑原宏太委員の除斥を解きます。

（推 1 番桑原委員退席）

別冊 63～75 ページ　560～606 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 63～75 ページ　560～606 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、560～606 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

（桑原委員着席）

続いて、農業委員 18 番原澤眞委員の除斥を求めます。

（18 番原澤委員退席）

別冊 79 ページ　619 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 79 ページ　619 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、619 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

（原澤委員着席）

続いて、推進委員 24 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

（推 24 番牛木委員退席）

別冊 100 ページ　694 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 100 ページ　694 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、694 番案件は原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

（牛木委員着席）

続いて、農業委員 12 番荒川敦委員の除斥を求めます。

（12 番荒川委員退席）

別冊 104 ページ　711～714 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 104 ページ　711～714 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、711～714 番案件については原案のとおり承認されました。荒川委員の除斥を解きます。

（荒川委員着席）

続いて、推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

（推 12 番林委員退席）

別冊 106 ページ　717 番案件についてのみ質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。別冊 106 ページ　717 番案件は原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、717 番案件は原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

（林委員着席）

	続いて、先に承認された案件を除く他の案件についてのみ質疑を行います。推進委員 10 番山岸委員。
推 10 番山岸委員	後半にかけての農林公社仲介の案件の中にご自身の土地を農林公社に貸し付けて、それをさらに借り受けている人が何人かいらっしゃいますが、どのような内容なのかちょっと教えていただければと思います。
議　　長	一之谷係長。
一之谷係長	自分の農地を農地中間管理機構に貸し付け、それから貸し付けた農地をさらに自分で借り受けるということなのですけれども、農林公社に確認しましたら、こういうやり方も中間管理権を設定するに当たっては問題ないというような回答をもらっております。 と言いますのも、この今回の農地中間管理機構の案件につきましては、ほぼ圃場整備が予定されている地区でありまして、その事業の採択要件が、対象地区を全て農地中間管理機構に貸し付けることが要件ということになっておるということで、今回、ご自身の農地を農地中間管理機構に貸し付けて、それを今度は自分で借り受けるというような申請となっているということであります。
議　　長	山岸委員、よろしいでしょうか。 他にございますでしょうか。推進委員 16 番島田委員。
推 16 番島田委員	この別冊の資料だけちょっと違和感があるなと思ってみていたら、借受人の経営状況の項目の耕作面積（a）、かなり桁数が多くなっております。これは㎡の間違いでよろしいでしょうか。また、議案では申請地の面積が㎡で表示されているので、右側の数字も表記をそろえる見通しがあったりするのでしょうか。 あともう１点教えていただきたいのですが、後半の農林公社仲介案件は全て使用貸借権の設定、つまり対価の発生しない貸借ですが、この場合、お互いに手数料等を公社に支払う必要があるのでしょうか。後学のために教えてください。

議　　長　　一之谷係長。

一之谷係長　　面積表示については確認させていただき、修正しなければならない場合は修正させていただきたいと考えております。

ただし、今までもａ表記になっていたかと思いますので、この先変わるというものではないと思います。

それから農林公社仲介の使用貸借権の設定の案件についてはご指摘のとおり、現時点では使用貸借権の設定には手数料がかからないという取り扱いです。しかし、今後、使用貸借権設定の手数料については変更があるかもしれないという話を以前伺ったことがありますので、この先も手数料がかからないのかという点については、少し不明なところです。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（10 時 35 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（10 時 37 分再開）

議　　長　　それでは、引き続き先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、第４号議案　農用地利用集積計画（案）

については原案のとおり承認されました。

議　　長　　暫時休憩といたします。

（10 時 40 分休憩）

議　　長　　休憩前に引き続き、議事再開いたします。

（11 時 20 分再開）

日程 10　協議第１号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議　　長　　日程 10　協議第１号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。農林課永山主任。

農林課
永山主任　　110 ページをご覧ください。令和７年２月 17 日付で南魚沼市長から農業委員会宛てに、農業振興地域整備計画の変更について、協議書を提出いたしました。

変更事項といたしましては、農用地区域の用途変更についてであります。

111 ページをご覧ください。南魚沼農業振興地域整備計画の変更理由書でございます。変更理由につきましては農機具格納庫、育苗施設及び乾燥調製施設を開発するため、用途変更が必要となったためです。また、多面的機能支払制度に取り組むため、用途を変更するものが１件ございます。

表の最下段、用途変更の表をご覧ください。大桑原[redacted]外１筆、名木沢[redacted]、麓[redacted]外３筆、山谷[redacted]において変更があり、計画件数は４件、計 4,959 ㎡の変更となります。

それでは個別に説明をいたします。112 ページをご覧ください。まず、大桑原[redacted]外１筆の農用地利用計画変更申出についてです。

付図番号については省略、変更箇所詳細図、変更箇所付近の公図及び位置図につきましては、後ほど説明いたします。

用途区分変更の目的は農機具格納庫の建設です。変更する理由ですが、申出者は現状、自宅敷地内の屋外にてシートをかけて、農機具を保管しておりますが、農機具保存のため農

機具格納庫を開発するものでございます。住宅敷地には農機具格納庫を建築するためのスペースがありません。当該用地は、自己所有地に隣接しており、作業効率が改善されること、周辺農地に影響を与えないことから選定しております。

当該案件は、農林課の指導により、過年度において既に建設しているものを現状のまま申し出るものです。ページが少々飛びまして121ページを参照しますと、当該案件につきましては本来、当該地を農地の状態に復旧後、改めて用途変更の手続をすることが適当ではございますが、建築費用を捻出することが困難であること、また、今後農振法及び農地法を遵守する旨の誓約があることから、当該申出を受理し、協議をするものでございます。

112ページに戻りまして、開発工期は昭和62年7月着工、同年9月に完了しており、開発全体面積は102㎡になります。

用途区分を変更する土地の概要につきましては表記載のとおりとなります。

113ページになります。

農林事業の実施状況です。

中山間地等直接支払制度につきましては該当ありません。多面的機能支払制度につきましては、みよう山組あした会において、令和6年から令和10年の間、8,546aで農林事業が実施されます。これにつきましては、現在変更手続中でございます。

用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響についてですが、当該用地は農用地区域の縁辺部に位置し、北側は河川、南側は集落に隣接していることから、農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はないものと考えます。

当該用地、営農者の営農規模につきましては、表記載のとおりです。

当該変更が土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についてですが、施設の排水等は敷地内にて土中に自然浸透させ処理をします。施設面積の規模から当該変更により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響はございません。

その他参考となる資料につきましては記載のとおりです。

114 ページは位置図です。協議箇所は着色されている箇所になります。

115 ページは変更箇所詳細図、116 ページは地番図、117 ページは平面図及び農業機械等の配置図、118 ページは配置図、119 ページは開発スケジュール、120 ページは隣接地同意書、121 ページは先ほど説明した始末書です。

大桑原[redacted]外 1 筆の説明につきましては以上です。

続いて、名木沢[redacted]の農用地利用計画変更申出資料です。

122 ページをご覧ください。付図番号については省略、変更箇所詳細図等につきましては後ほど説明いたします。

用途区分変更の目的は先ほどの案件と同様に、農機具格納庫の建設になります。

変更する理由ですが、作業効率の改善を目的としたトラクターの更新に伴い、開発をするものになります。

申出者の住宅敷地内には建設スペースがなく、当該用地は経営農地の中心に位置するため、前述のとおり作業効率の改善が期待されること、また、周辺農地に影響を与えないことから選定をしたものです。

そして、当該案件につきましても、過年度において既に建設しているものを現状のまま申し出るものであり、これにつきましても先ほどの案件と同様の理由により、当該申出を受理し、協議をするものでございます。

開発工期は平成 7 年 7 月着工、同年 9 月に完了したもので、開発全体面積は 76 ㎡です。

用途区分を変更する土地の概要につきましては、表記載のとおりです。

123 ページは農林事業の実施状況です。中山間地域等直接支払制度につきましては該当ありません。多面的機能支払制度につきましては、名木沢において、令和 6 年から令和 10 年の間、2,159 a で農林事業が実施されますが、これにつきましては現在変更手続中でございます。

用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響についてですが、当該用地は農用地区域の縁辺部に位置し、北側は市道、西側は集落に隣接していることから、農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はないものと考えます。

当該用地の営農者の営農規模につきましては、表記載のとおりです。

当該変更が土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についてですが、施設の排水等は、敷地内にて土中に自然浸透させ、一部は市道側溝にて処理をします。よって、先ほどの案件と同様に、施設面積の規模から当該変更による農用地区域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響はございません。

その他参考となる資料につきましては、記載のとおりとなっております。

以降 124 ページは位置図、125 ページは変更箇所詳細図、126 ページは地番図、127 ページは平面図、128 ページは配置図、129 ページは開発スケジュール、130 ページは隣接地同意書、131 ページは申請時に添付された始末書です。

名木沢[redacted]の個別説明につきましては以上です。

続いて、麓[redacted]外３筆の説明をいたします。

132 ページをご覧ください。付図番号については省略、変更箇所詳細図につきましては、後ほど説明いたします。

用途区分変更の目的につきましては育苗施設及び乾燥調製施設の建設です。

変更する理由につきましては、同居親族が専従者として就農し、営農規模を拡大するに当たり、春の育苗作業の効率化、秋の農作業施設（乾燥・調製作業場）の建設にて、処理能力を増強させる必要があり、開発をするものです。

開発予定工期は令和７年５月着工、同年８月完了を計画しており、開発全体面積は 1,795 ㎡です。

用途区分変更する土地の概略につきましては表記載のとおりです。

133 ページをご覧ください。農林事業の実施状況です。中山間地直接支払制度につきましては該当ありません。多面的機能支払制度につきましては、水尾地区において令和６年から令和 10 年の間、7,193 a で農林事業が実施されます。これにつきましては、現在変更手続中でございます。また、平成６年から平成 13 年にかけて受益面積 1,240ha の県営排水事業が五城地区において実施、昭和 40 年から 53 年にかけて受益面積 1,240ha の国営魚野川東部農地開発が六日町工区にお

いて実施されております。

用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響についてですが、当該用地は関越自動車道と国道 291 号に挟まれた用地のほぼ中央に位置し、北東は集落に接しているため、農地の集団化に与える影響はございません。また、農作業の効率化・集約化が見込まれるため、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用等に及ぼす影響はないものと考えます。

当該用地営農者の営農規模につきましては、表記載のとおりです。

当該変更が土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についてですが、造成は砂利敷きにて行い、雨水等は自然に地下浸透させるため、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響はございません。

その他参考となる資料につきましては、表記載のとおりとなっております。

以降 134 ページは位置図、135 ページは変更箇所詳細図、136 ページは地番図、137 ページは利用計画平面図、138 ページは立面図、139 ページは乾燥調製施設の平面図、140 ページは開発スケジュールです。続いて、141 ページから 143 ページまでが土地所有者の同意書、144 ページは隣接地同意書です。

麓[redacted]外３筆の個別説明は以上です。

最後に、山谷[redacted]の申出資料です。145 ページをご覧ください。付図番号については省略、変更箇所詳細図等につきましては後ほどお話しいたします。

用途区分変更の目的は、多面的機能支払交付金事業に取り組むため、現状、農業用施設用地に指定されている当該用地を農用地に変更するものです。

用途区分変更に伴う開発はございません。

変更する土地の概要につきましては表記載のとおりです。

146 ページは農林事業の実施状況です。中山間直接支払制度につきましては該当ありません。多面的機能支払制度につきましては、山谷みらい創造会において、令和６年から令和 10 年の間、5,906ａで農林事業が実施されますが、これにつきましては変更手続中です。

用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響についてですが、当該申出は農業用施設用地から農用地へ変更するものであり、用途区分変更により、農用地の集団化及び農作業の効率化が期待されるものであると考えます。

当該用地営農者の営農規模につきましては、表記載のとおりです。

当該変更が土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についてですが、影響はないものと判断します。

その他、参考となる資料につきましては記載のとおりです。

147 ページは位置図、148 ページは変更箇所詳細図、149 ページは地番図、150 ページは土地所有者の同意書です。

以上で、南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についての説明を終わります。

議　　長　　関係委員がいらっしゃいます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

（10 番西野委員退席）

ただいまの説明について質疑を行います。推進委員 17 番長谷川委員。

推 17 番長谷川委員　　120 ページの隣接者の同意書について、こちらは過去に既に農機具格納庫を作ってしまったということで、始末書が 121 ページに添付されているのですが、こういった案件においては同意日の記載は必要ないのかというのが１点と、今回の農作業用施設を作るという案件３件については、３件とも雨水は地下浸透ということが記載されておりますが、油漏れ対策等については記載が必要ないのか、その２点について伺います。

議　　長　　農林課永山主任。

農林課永山主任　　隣接地同意書についてはご指摘のとおり、同意日の記載があることが適当であると考えます。今回の案件については、

始末書を含めたこの案件に関する書類の提出が令和６年 12 月１日付であるため、隣接者の方から同意書に同意していただいた日付を同日付で記載し、協議書の資料を改めてさせていただきます。

２点目の油漏れ対策については、用途区分の変更や除外については基本的にそうなっているのですが、油漏れ対策がされているかどうかについては審査項目として設定されておりません。ですので、これらの申請書を受理するにあたって、油漏れ対策の検討ということは法定上しないのですが、今後このような案件があったときには、ご指摘のとおり油漏れ対策についても検討する必要があるのではないかと考えます。

議　　長　　他にございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第１号南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、協議第１号　南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

（西野委員着席）

日程 11　その他

議　　長　　日程 11　その他についてですが、皆様から何かございますでしょうか。12 番荒川委員。

12 番荒川委員　広報特別委員会からの連絡です。農業委員会だより「魚野のかけ橋」第 73 号が３月１日に発行されますので、お手元に届きましたら、各自閲覧をお願いします。

また、その中に作業料金表も一緒に入っております。令和７年度の作業料金ですので、参考にしてください。

以上、広報特別委員会からの報告です。

議　　長　ただいまの報告について、質問やご意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、荒川委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。13 番篠田委員。

13 番篠田委員　幹事会からの報告です。

・実績加算額について

・懇親会について

以上、幹事会からの報告です。

議　　長　ただいまの報告について、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。農業委員 14 番片桐京委員。

14 番片桐委員　食育担当部会より、令和７年度の食育出前授業について、ご報告とご協力をお願いします。

食育出前授業は今までと同じようにぬか釜の炊飯体験、米作りの講話、食育の講話を予定しております。

次年度の対象校ですが、六日町地域がおおまき小学校、大和地域が大崎小学校、塩沢地域が石打小学校、中之島小学校が参加希望ということでお返事をいただいております。

実施時期の希望については、おおまき小学校、石打小学校が夏実施、大崎小学校、中之島小学校が秋実施となっておりますので、４月以降になりましたら各学校と打ち合わせをさせていただき、実施日の決定をいたしますので、そのとき皆様について、役割分担をお願いしたいと思います。

授業の進行は地域の農業委員、推進委員から担当していただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　ただいまの報告につきまして、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、片桐委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。関井事務局長。

関井事務局長　　それでは、本日の午後は認定農業者との意見交換会がありますので、参加される方はよろしくお願いいたします。少し時間が押しておりますが、13 時半からふれ愛支援センターの準備を進めていきたいと思いますので、担当委員の方はそれまでにはご参集ください。

また、総会終了後に農業者年金の加入推進部長並びに食育担当者会議を行いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいまの報告につきまして、質問や意見はございますでしょうか。

（質問、意見なし）

無いようですので、事務局長、ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら、本日の総会は終了させていただきます。

（11 時 46 分閉会）

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和　　７年　　４月　　２５日

南魚沼市農業委員会長	並　木　　孝　夫
会 議 録 署 名 委 員	樋　口　　隆
会 議 録 署 名 委 員	小　幡　　武　重